

第1回 臓器移植に係る普及啓発に関する作業班

議事次第

日時:平成21年10月13日(火)

15:00~17:00

場所:経済産業省別館 1038 号会議室

1. 開 会

2. 議 事

- (1) 親族優先提供の実施に向けた普及啓発について
- (2) その他

3. 閉 会

〈配布資料〉

- 資料1 臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律の概要
- 資料2-1 厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について
- 資料2-2 改正法の施行に向けた検討課題及び検討体制について
- 資料3 普及啓発の取り組み状況について
 - (1) 国及び都道府県における普及啓発の現状
 - (2) (社)日本臓器移植ネットワークによる普及啓発の現状
- 資料4 普及啓発についての検討課題について

臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律（平成 21 年法律第 83 号）の概要

1 臓器摘出の要件の改正

移植術に使用するために臓器を摘出することができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人の書面による臓器提供の意思表示があった場合であって、遺族がこれを拒まないとき又は遺族がないとき（現行法での要件）。
- ② 本人の臓器提供の意思が不明の場合であって、遺族がこれを書面により承諾するとき。

2 臓器摘出に係る脳死判定の要件の改正

移植に係る脳死判定を行うことができる場合を次の①又は②のいずれかの場合とする。

- ① 本人が
 - A 書面により臓器提供の意思表示をし、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を拒まないとき又は家族がないとき。
- ② 本人について
 - A 臓器提供の意思が不明であり、かつ、
 - B 脳死判定の拒否の意思表示をしている場合以外の場合であって、家族が脳死判定を行うことを書面により承諾するとき。

3 親族への優先提供

臓器提供の意思表示に併せて、書面により親族への臓器の優先提供の意思を表示することができることとする。

4 普及・啓発

国及び地方公共団体は、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

5 検討

政府は、虐待を受けた児童が死亡した場合に当該児童から臓器が提供されることのないよう、移植医療に従事する者が児童に対し虐待が行われた疑いがあるかどうかを確認し、及びその疑いがある場合に適切に対応するための方策に関し検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

臓器の移植に関する法律（現行法）と改正法 比較表

親族に対する優先提供	現行法	改正法	施行日
親族に対する優先提供	○当面見合わせる（ガイドライン）	○臓器の優先提供を認める	平成 22 年 1 月 17 日
脳死判定・臓器摘出の要件	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと	○本人の生前の書面による意思表示があり、家族が拒否しない又は家族がいないこと（現行法と同じ） 又は ○本人の意思が不明（拒否の意思表示をしていない場合）であり、家族の書面による承諾があること	平成 22 年 7 月 17 日
小児の取扱い	○15 歳以上の者の意思表示を有効とする（ガイドライン）	○年齢に関わりなし	
被虐待児への対応	（規定なし）	○虐待を受けて死亡した児童から臓器が提供されることのないよう適切に対応	
普及・啓発活動等	（規定なし）	○運転免許証等への意思表示の記載を可能にする等の施策	

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会について

【臓器移植委員会における検討】

- 厚生労働省は、臓器移植法の運用に当たり、臓器移植法に基づく手続等について、
- ・臓器移植法により委任を受けた事項について定めた厚生労働省令（脳死判定基準等）
 - ・運用上必要な事項について厚生労働省が定めたガイドライン（意思表示可能な年齢等）
- を定めているところである。

これらを定める際には、専門家の意見を聴くため、臓器移植委員会（厚生科学審議会の下に設置）において、議論をお願いしている。

※平成9年の臓器移植法施行に併せて、旧厚生省の公衆衛生審議会の下に設置。

平成13年の厚生労働省発足に伴い、厚生科学審議会に移行。

【今回の法律改正を受けた対応】

- 先の通常国会で一部改正法が可決・成立（7月17日公布）し、来年1月の親族優先提供に係る部分から順次施行となる。

※施行日：平成22年1月17日（親族優先提供に係る部分）

平成22年7月17日（小児からの臓器提供等に係る部分）

- 改正法の施行に向けて、まずは、年内にも、親族優先提供の実施に必要な事項について、ガイドライン等の改正が必要となる。
- 改正に当たっては、臓器移植委員会等における専門家の御議論をいただくとともに、パブリックコメントを経た上で行う予定である。

【第二十六回臓器移植委員会の議事概要】

- 上記の背景から、臓器移植委員会の開催準備を進めた結果、平成 21 年 9 月 15 日に、一部改正法の公布以来、初めての委員会開催となった。
- 委員会では、今後の施行に向けた「検討課題」を提示するとともに、課題毎に作業班や研究班を設けて専門的な検討を行う方針を示し、了承を得た。
- ※ 具体的には、
 - ・意思表示等に関する作業班（仮称）（親族の範囲、15 歳未満の者による拒否の意思表示について等）
 - ・普及啓発に関する作業班（仮称）（ドナーカードの様式、普及啓発の方法等）
 - ・臓器毎による作業班（ドナー適応基準、レシピエント選択基準等）
 - ・厚生労働科学研究 研究班（小児の脳死判定基準等）により今後検討を行っていく。
- 親族への優先提供、小児からの臓器提供、普及啓発など検討を要する課題を、今後作業班等において検討を行う際に留意すべきと考える点等について、各委員から意見を頂いた。
- 審議の過程で、親族優先提供の対象となる「親族」の範囲について、各委員より、国会における提案者の答弁を尊重し、「親子と配偶者」とすべきとの意見が出された。
- 今後は、臓器移植委員会の御意見を踏まえつつ、作業班において詳細な検討を行い、ガイドライン案を作成し、臓器移植委員会に報告する。

(別添1)

「臓器の移植に関する法律の一部を改正する法律」国会会議録抜粋
(親族優先提供の範囲に関する部分)

○ 平成21年5月27日衆議院厚生労働委員会 河野太郎君(提案者)

(略) いわば命の受け渡しをした親子、あるいは配偶者といった家族の中で、(略)。

ガイドラインで、親子及び配偶者に限り、事前にそうした方がレシピエント登録をされている場合、そしてドナーになる方が書面でその意思を明確にしている場合に限り、親子及び配偶者に対しては親族の優先提供を認めることということで、かなり厳しい枠をはめて、その中に限り優先提供をこれは心情を考慮して認める。(略)

※ 親族に臓器の優先提供を認める規定(平成22年1月17日施行)

(親族への優先提供の意思表示)

第6条の2 移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思を書面により表示している者又は表示使用とする者は、その意思の表示に併せて、親族に対し当該臓器を優先的に提供する意思を書面により表示することができる。

改正法の施行に向けた検討課題及び検討体制について

平成 21 年 9 月 15 日
疾病対策課 臓器移植対策室

1. 検討課題

I. 親族への優先提供に関する課題

- 1 親族の範囲について
- 2 親族への優先提供意思の取扱いについて
- 3 あっせん手続きについて

II. 小児からの臓器提供に関する課題

- 1 小児の脳死判定基準等について
- 2 被虐待児の取扱いについて
- 3 15 歳未満の者による拒否の意思表示について

III. 本人が意思表示していない場合における臓器提供に関する課題

- 1 意思表示していないことの確認について
- 2 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

IV. 普及啓発等に関する課題

- 1 臓器提供意思表示カードについて
- 2 意思表示登録システムについて
- 3 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 4 普及啓発の内容について

V. その他

- 1 ドナー適応基準及びレシピエント選択基準の見直しについて
- 2 臓器移植に係る体制整備について

等

2. 検討体制 (別紙参照)

- これまで、臓器移植法の施行に必要な事項は、以下の体制で検討を実施。
 - ① 重要事項に関しては、厚生労働省（事務局）からの諮問等に応じ、厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会で審議
 - ② ①の審議に当たり、専門的な観点からの検討が必要な事項については、事務局において「作業班」の意見を聴きつつ検討課題等を作成
 - ③ また、医学的な知見の収集等が必要な事項には、厚生労働科学研究も活用
- 改正法の施行に向けた検討についても、親族への優先提供、小児からの臓器提供、児童虐待の確認等、専門的な検討が必要となるため、上記の体制で検討を行うこととしてはどうか。

3. 改正法の施行に向けたスケジュール

施行期日は公布の日から起算して1年を経過した日（平成22年7月17日）であるが、親族優先提供に係る部分については、公布の日から起算して6月を経過した日（平成22年1月17日）である。

このため、当面は親族優先提供に係る事項について、作業班からの報告等を踏まえて審議し、その後、残された論点について、順次検討してはどうか。

平成21年

7月17日 改正法の公布
9月～ 検討

臓器移植委員会（月1回程度）
各作業班（適宜）
厚生労働科学研究班

パブリックコメントなど
省令、ガイドラインの改正

平成22年

1月17日 改正法一部施行（親族優先提供）
検討

臓器移植委員会（月1回程度）
各作業班（適宜）
厚生労働科学研究班

パブリックコメントなど
省令、ガイドラインの改正
7月17日 改正法の全面施行

主な検討課題

I 親族への優先提供(H22. 1. 17施行)

- 親族の範囲について
- 親族への優先提供意思の取扱いについて
- あっせん手続きについて

II 小児からの臓器提供(H22. 7. 17施行)

- 小児の脳死判定基準等について
- 被虐待児の取扱いについて
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について

III 本人意思が不明の場合(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)

- 意思表示していないことの確認について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて

IV 普及啓発等(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)

- 臓器提供意思表示カードについて
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の対象者と啓発方法について
- 普及啓発の内容について

V その他(I IIに応じて、H22. 1. 17又はH. 22. 7. 17施行)

- ドナー適応基準、レシピエント選択基準について
- 臓器移植に係る体制整備について

検討体制

意思表示等に関する作業班(仮称)

- 親族の範囲について
- 15歳未満の者による拒否の意思表示について
- 有効な意思表示ができない者の取扱いについて 等

普及啓発等に関する作業班(仮称)

- ドナーカードの様式について
- 意思表示登録システムについて
- 普及啓発の方法について 等

臓器毎による作業班

- 親族優先、小児からの臓器提供等に伴うドナー適応基準、レシピエント選択基準について

厚生労働科学研究 研究班

- 小児の脳死判定基準について 等
 - 臓器提供施設の体制整備について (脳死下での小児臓器提供を行う施設としての要件)
- 研究代表者: 貫井英明先生
 研究分担者: 横田裕行先生、山田不二子先生
 畑澤順先生
 研究期間: 平成21年度

専門的な検討を行う体制の整備

検討内容の報告

厚生科学審議会疾病対策部会臓器移植委員会

審議・パブリックコメントを経て省令やガイドラインの策定へ

厚生労働省における移植医療の 普及啓発に向けた主な取り組み

移植医療は、通常の医療とは異なり、臓器の提供があって初めて成り立つ医療であることから、脳死や臓器移植に対する国民の理解を深めることが不可欠であるため、社団法人日本臓器移植ネットワークや地方公共団体と連携をしながら普及啓発に向けた取り組みを推進してきているところ。

【現行法】

(国及び地方公共団体の責務)

第3条 国及び地方公共団体は、移植医療について国民の理解を深めるために必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

【改正法】 一新たに次の規定が盛り込まれたところ。-

(移植医療に関する普及啓発等)

第17条の2 国及び地方公共団体は、国民があらゆる機会を通じて移植医療に対する理解を深めることができるよう、移植術に使用されるための臓器を死亡した後に提供する意思の有無を運転免許証及び医療保険の被保険者証等に記載することができることとする等、移植医療に関する啓発及び知識の普及に必要な施策を講ずるものとする。

1 国民に対する普及啓発

(1) 臓器提供意思表示カード・シールの配布等

- ① 都道府県庁や市区町村役場、保健所、郵便局、運転免許試験センター等の公的機関、病院、薬局等の医療機関、コンビニ、スーパーなどの店舗等に配置など
- ② 健康保険の保険者等に対して、被保険者証の更新等の際の意思表示シール等の配布について、協力依頼
協会けんぽにおいて、健康保険証の裏面に臓器提供の意思表示の記入欄の導入が図られている。(平成19年1月から順次)
他、各市町村の国保及び健保組合等においても導入が進められている。
- ③ 臓器移植法施行(平成9年10月)から本年3月までに、カード約1億2,200万枚、シール約4,000万枚を配布
- ④ 平成17年10月よりカードのデザインを一新
- ⑤ 臓器提供意思登録システムの整備
(社)臓器移植ネットワークにおいて、平成19年3月から運用開始

(2) 臓器移植普及推進月間(10月)を中心にした普及啓発

- ① 臓器移植推進国民大会の開催(平成11年より毎年実施)
主催:厚生労働省、開催地都道府県、(社)日本臓器移植ネットワーク
- ② 第4回世界移植デーの開催(平成20年9月20日:開催地大阪市)
主催:日本移植学会 共催:厚生労働省、世界保健機関(WHO)
- ③ 政府公報を活用した普及啓発(平成17年度より)

【本年度の実施例】

- ・テレビ:「キク!みる!」(フジテレビ)(平成21年10月9日放送)
- ・新聞:一般紙及びスポーツ紙掲載(平成21年10月掲載)
- ・インターネット:政府公報オンライン(平成21年10月掲載)
- ・定期刊行物:厚生労働(平成21年10月号)

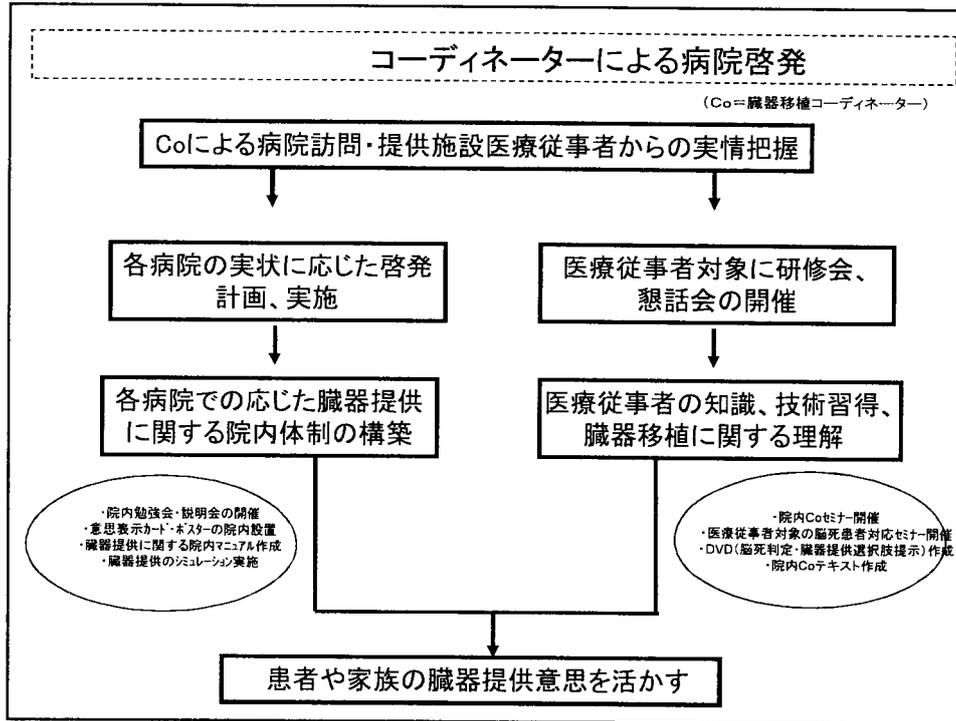
(3) 教育等における普及啓発

- ① 全国の中学3年生を対象にパンフレットを配布(平成16年度より)
- ② こども霞ヶ関見学デーを活用した普及啓発(平成19年度より)

2 医療機関等関係者への普及啓発

- (1) 院内コーディネーターの設置支援
- (2) 医療関係者に対する研修
- (3) マニュアル作成の協力
- (4) シミュレーション実施に対する支援
- (5) ネットワークによる脳死判定等に関するDVDの作成・配布
- (6) 臓器移植対策推進功労団体への厚生労働大臣感謝状の贈呈
- (7) 厚生労働科学研究における取り組み

(スペインでの取り組みを参考にした、臓器提供希望者の意思を尊重出来るシステム構築等を目的とした研究)



施設用ポスター



生きて 活きる。

当院は、
心臓停止後の腎臓・角膜の提供可能病院です。

1987年11月、日本赤十字社・日本臓器移植学会の協賛で、心臓停止後の臓器提供の開始が実現しました。心臓停止後の臓器提供は、医療の進歩により可能となりました。

〒100-0001 東京都千代田区千代田 1-1-1
TEL: 03-3232-1111
FAX: 03-3232-1112
http://www.ohkawa-hospital.com

提供病院用設置用の意思表示カード・冊子



選択肢提示のDVD



院内ドナーコーディネーターテキスト



都道府県における臓器移植普及推進月間を中心とした 移植医療の普及啓発に向けた主な取り組み

1 集会関係

- ・ 市民に対する移植医療講座
- ・ 中高生を対象とした命の学習会
- ・ 臓器移植フォーラム
- ・ ドナー家族講演会
- ・ 移植者スポーツ大会 等

2 キャンペーン

- ・ 街頭における意思表示カード、パンフレット等の配布
- ・ ポスターコンクール
- ・ パネル展
- ・ パレード 等

3 広報

- ・ 県庁、保健所、病院等におけるポスター掲示
- ・ 電光掲示板による推進月間の周知
- ・ 県広報番組通じた推進月間の周知
- ・ ケーブルテレビのテロップを活用した推進月間の周知
- ・ ラジオ番組を活用した移植医療理解の呼びかけ
- ・ ホームページを活用した移植医療理解の呼びかけ
- ・ 広報誌を活用した推進月間の周知
- ・ バス車体広告を活用した推進月間の周知 等

4 その他

- ・ オリジナルカードの作成
- ・ 移植対策協議会の開催
- ・ 県知事感謝状の贈呈

(社)日本臓器移植ネットワークの主な事業

- ・ 国内の死後の臓器提供に関する、
公平で適正なあっせん事業

移植コーディネーター(Co)による病院啓発および臓器提供情報への対応等

- ・ 移植医療の推進を図るための
普及啓発事業

広報・普及啓発部による一般啓発および脳死臓器提供時の情報公開等

Japan Organ Transplant Network



移植医療の推進を図るための普及啓発事業

～ 全国統一の一般向け普及啓発～

1. 移植に関する正しい知識や権利の周知
→ 知らない方に不利益にならないような環境作り
2. 臓器提供意思表示カード・シールの配布
インターネットを通じた臓器提供意思登録システムの運用
→ 本人意思の実現(脳死臓器提供)に不可欠な
意思表示の促進
3. 子ども達、学生への教育
→ 互いの意思が尊重できる家族と社会の成立

Japan Organ Transplant Network



普及啓発事業の具体的活動

1. 移植に関する正しい知識や権利の周知
ホームページでの情報発信
脳死臓器提供時のマスコミへの情報提供
新聞・雑誌・本・TV・ラジオ・映画等の取材協力
公共広告、企業による支援キャンペーン展開
2. 臓器提供意思表示カード・シールの配布
カード・シール設置箇所のメンテナンス、拡大
意思登録カードの発行
免許証・保険証への意思表示(意思表示欄設置)促進
3. 子ども達、学生への教育
中学生用小冊子、講師用CD付き解説セットの配布
講師派遣、学生訪問の受け入れ
小・中学校掲示板用ニュースの発行

Japan Organ Transplant Network



提供と移植に関する権利

あげたい

あげたくない

もらいたい

もらいたくない



提供する
権利



提供しない
権利



受ける
権利

受けない
権利

主な普及啓発資材

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
意思表示カード・シール (700万部)		本人の意思表示	○	○	○	○
リーフレット (900万部)		意思表示の方法を解説した簡易なパンフレット	○	○		○
意思表示カード封入セット (150万部)		郵便局、コンビニなど店舗設置用カード・シールゼロハン封入セット		○	○	○
小冊子 (50万部)		主に中学生レベル一般の方を対象とした解説書		○	○	○
手記のシリーズ think transplant (20万部/号)		移植者・臓器提供者などの手記(年2~3号) Vol. 11まで発行済			○	○
日本の移植事情 (3万部)		大学生など詳しい内容を知りたい人を対象とした解説書			○	○

資料名 (平均的な 年間配布数)	画像	内容	設置・配布場所		閲覧・入手方法	
			自治体窓口、保健所、郵便局、免許試験センター、コンビニエンスストアに設置	移植病院、透析病院などの正会員施設に設置	HPでの閲覧	資料請求による入手
絵本リーフレット (5,000部)		小学生レベルを対象とした組み立て式パンフレット			○	○
ニュースレター (13,000部)		移植希望登録者を対象とした各臓器ごとの移植の実績に関するデータをまとめたパンフレット			○	○
日本の移植事情解説書 (500部)		「日本の移植事情」と、その内容に沿って解説できる画像と解説書をセットにしたもの				○
ポスター (2万部)		正会員施設、店舗やイベント会場などに掲示				○

その他: カード設置箱、小冊子設置箱、風船、啓発用ステッカー、グリーンリボンバッジなど



企業グループの店舗等に意思表示カードを設置

～24時間身近な場所で入手可能～

- ・ローソン(9,000カ所)
民間初、臓器移植対策推進功労者として厚生労働大臣より感謝状の授与
平成11年より他社に先駆けて全国店舗一斉設置
平成20年11月一斉再設置
- ・イトーヨーカドー(200カ所)
平成20年6月一斉再設置
- ・(社)日本ホテル協会(全国226カ所)
平成20年6月のホテル一斉設置
- ・サークルKサンクス(6,100カ所)
平成20年12月一斉再設置
- ・セブンイレブン(12,000カ所)
平成21年6月一斉設置
- ・映画館(210カ所)
平成21年10月一斉設置
- ・イオングループ(ジャスコ等1,300カ所)
平成21年10月一斉再設置

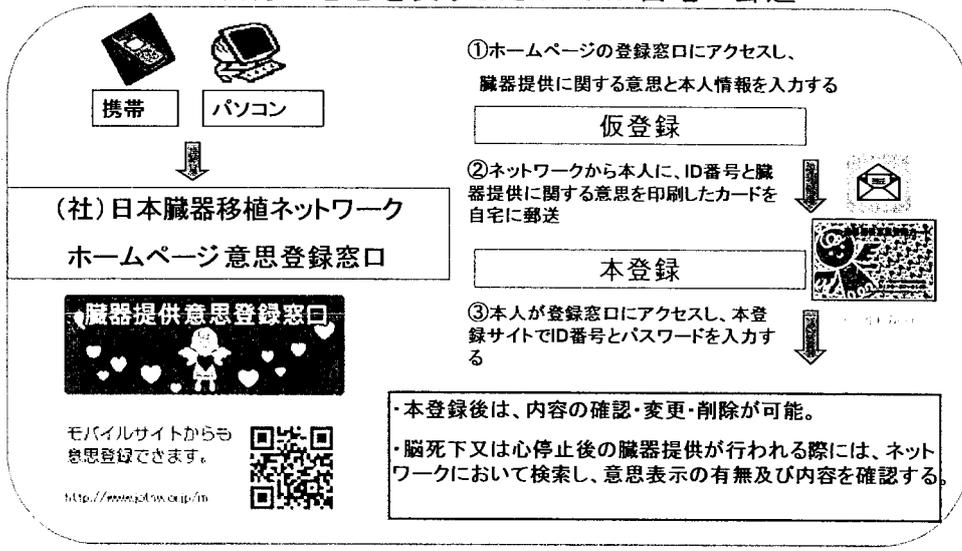


Japan Organ Transplant Network



インターネットによる臓器提供意思表示

～自分の意思を表示したカードが自宅へ郵送～



普及啓発の現状把握・分析

- ・ 内閣府世論調査(平成10年～2年に1回)の結果分析
関心の有無、認知度、所持率、記入率、提供したい・したくない、情報を得ているか等国民の意識の把握
- ・ 一般・マスコミ対応での現状把握
日常業務における問合せ内容から情報発信内容の必要性の把握と対応
- ・ 広報委員会(毎年1～2回)での分析・評価
大手広告代理店マーケティングプランナー、臓器提供家族、患者団体代表、各支部エリアの現状に詳しい医師等を迎え、意見交換および諮問
- ・ 公共広告・企業によるキャンペーン用調査・企画との協働
ACジャパン(旧公共広告機構)・企業の支援によるキャンペーン等における広告代理店の企画・実施内容との協働

Japan Organ Transplant Network



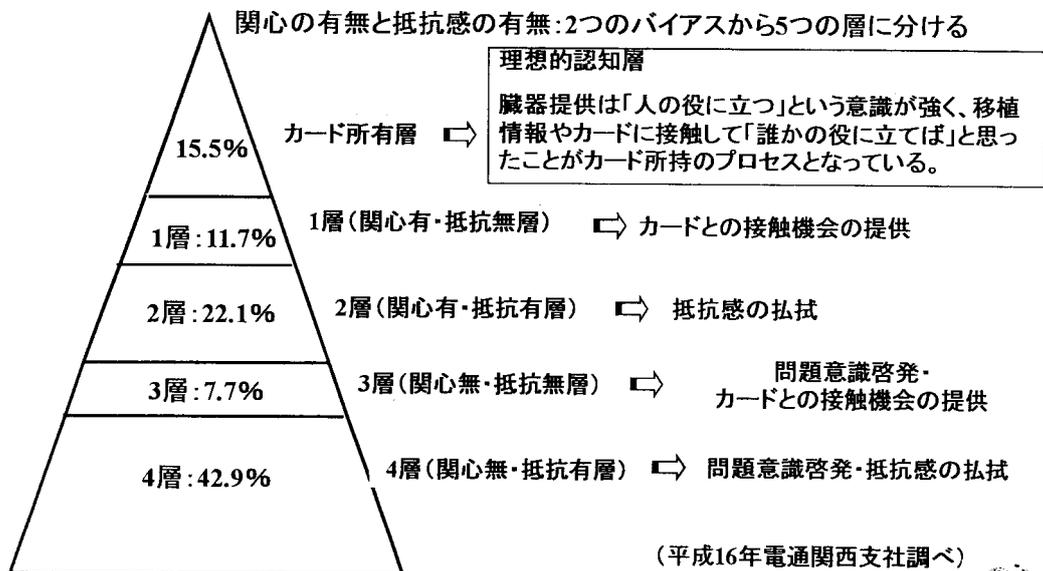
普及啓発の新たな取組み

1. 意思表示カード「2枚キャンペーン」の実施
より確実に自分の意思を家族に伝えておくために自分の意思を2枚のカードに書いて家族に渡す呼びかけ。2枚1組の新たなデザインの意思表示カードの発行
2. 被保険者証の意思表示欄設置
国保、組合健保、協会けんぽ(旧政府管掌保険)等による被保険者証への意思表示欄設置の取組み
3. ACジャパン(旧公共広告機構)によるCM作成
移植者の元気な姿を紹介し、移植医療の成果をPR
4. 企業の支援によるthink transplantキャンペーン
全国5都市でのラジオ番組での呼びかけ、チャリティーライブ、オリジナルカード配布

Japan Organ Transplant Network



キャンペーン ターゲット構造とアプローチ方法



(平成16年電通関西支社調べ)

Japan Organ Transplant Network



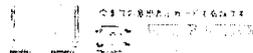
意思表示カード2枚キャンペーン

伝わるころ
つながる命

臓器提供意思登録サイトが
オープンしました!



対象の年齢から
登録がはじまります。



臓器提供は意思が伝わることによって初めて
あなた自身で決めることができます。
臓器提供の意思表明に協力ください。

(社)日本臓器移植ネットワーク JOT
ホームページ <http://www.jotn.or.jp>



011-333-0000

011-333-0000

Japan Organ Transplant Network



被保険者証の裏面に意思表示欄設置

～ひとり1枚の保険証に意思表示可能～

健康保険 被保険者証	本人（被保険者） 平成20年10月14日交付 証号：11010203 番号：123456	00123	請求事由 給付を受けることとなる場合は、この証をその都府県健康保険等の窓口 で返していただく。
氏名	性別	生年月日	資格取得年月日
太郎 太郎	男	昭和49年5月24日	平成20年10月10日
事業所内住所	個人住所	保険者番号	保険者名称
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	10010001	全国健康保険協会（協会けんぽ）
保険者住所	保険者名称	保険者内住所	
〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	全国健康保険協会（協会けんぽ）	〒100-0001 東京都千代田区千代田1-1-1	

平成20年10月～組織変更
「政府管掌保険」(社会保険庁)→(全国健康保険協会)
「協会けんぽ被保険者証」
平成21年9月末までに、およそ3600万人に発行

Japan Organ Transplant Network



ACジャパン(公共広告機構)のCMポスター



平成17年度



平成19年度

Japan Organ Transplant Network



think transplant キャンペーン

ラジオ

- ・帯番組での呼びかけ
- ・ライブイベント

FM東京
FM 802(大阪)
ZIP FM(名古屋)
CROSS FM(福岡)
NORTH WAVE(北海道)

イベント

情報開発 発信 オリジナルグッズ

10th GJホスピタリティ

WEB

キャンペーンHP
WEB広告

臓器移植によって実現した「いのちのリレー」
臓器提供で7人の命を救った女性、心臓移植を受けた20代の女性、腎臓移植を受けた男児による、臓器提供のドキュメンタリーを、ご紹介します。

オリジナル意思表示カードの作成

臓器提供意思表示カード

DRAGONS

ドナー情報全国共通連絡先 0120-22-0149

URAWA REDS

清和レッドスは臓器提供意思表示カードの普及に協力しています。

ドナー情報全国共通連絡先 0120-22-0149

臓器提供意思表示カード

RAKUTEN EAGLES

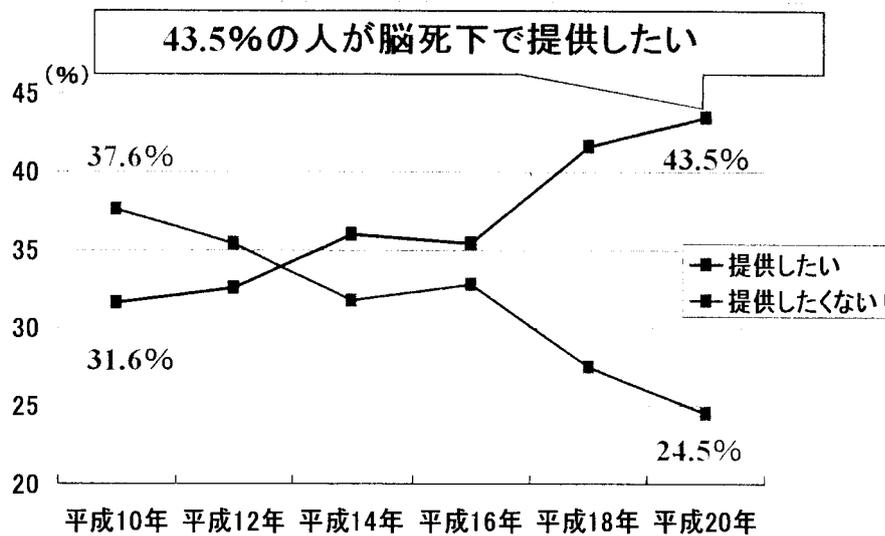
楽天イーグルスは臓器提供意思表示カードの普及に協力しています。

厚生労働省・(社)日本臓器移植ネットワーク
ドナー情報全国共通連絡先 0120-22-0149

Japan Organ Transplant Network



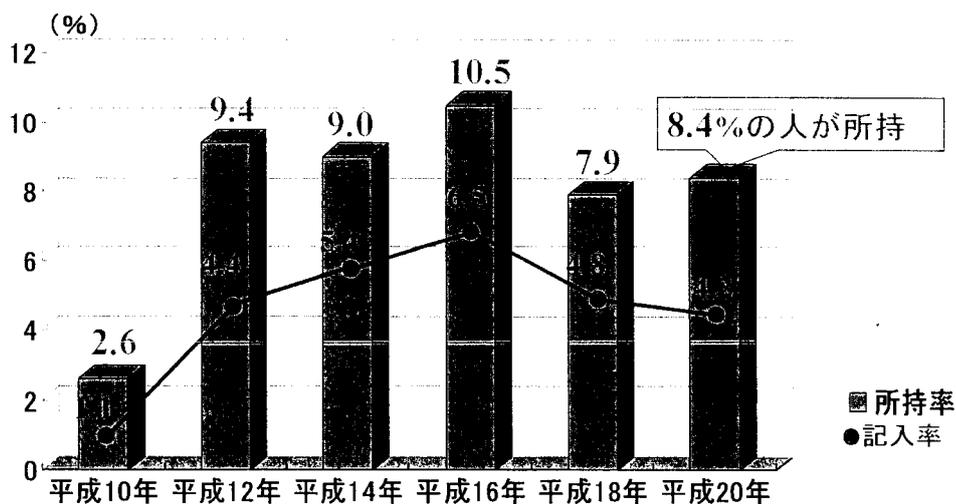
世論調査にみる提供意思の推移



Japan Organ Transplant Network



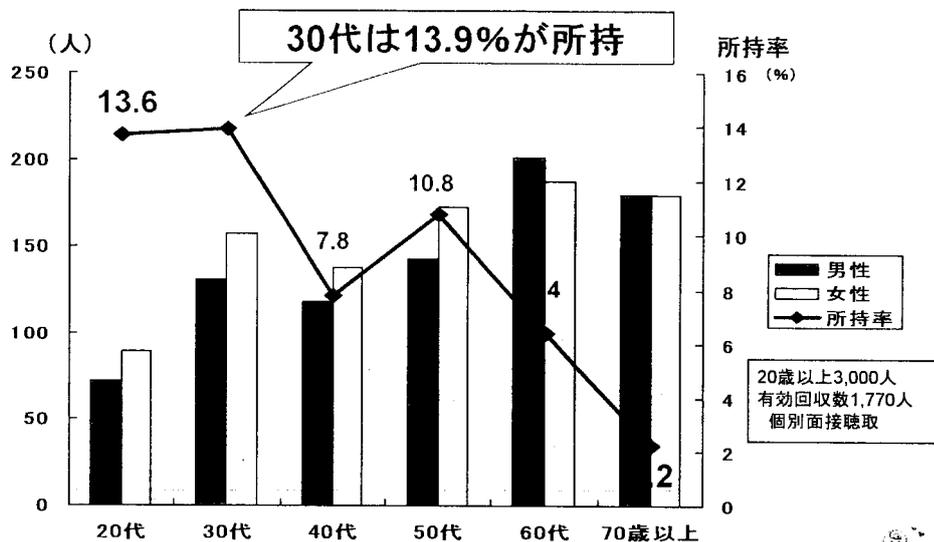
世論調査にみる所持率の推移



Japan Organ Transplant Network



(参考)性別・年齢別回収人数と所持率



Japan Organ Transplant Network



普及啓発の方向性

- ・ 臓器提供に関する理解は進んできている
- ・ 個人の意思表示の促進と家族の理解が必要
- ・ 臓器移植の正しい理解と広く「いのち」についてみんなで「話す」ことの大切さ

一人ひとりが「考える (think transplant)」だけでなく、
より多くの人々が「話し合う」大切さを伝える啓発

Japan Organ Transplant Network



グリーンリボンキャンペーン



話そう。
大切な人と。

移植医療を応援する
グリーンリボンキャンペーン

- ・谷川真理さんをメッセンジャーに起用
- ・記者発表、報道用基礎資料の作成
- ・世界移植者スポーツ大会での移植者の姿をメディアを通してPR
- ・新聞広告、東京メトロポスター掲示、タイアップ映画上映映画館でのカード設置
- ・キャンペーンサイト

(グリーンリボン検定による知識向上、、ピンバッジプレゼント、スクリーンセーバー、ブログパーツの取得、アンケートでの意見交換等)



(社)日本臓器移植ネットワークのホームページ

臓器移植の知識を日本全国へ広める ー (社)日本臓器移植ネットワーク

JOT Japan Organ Transplant Network Homepage
0111-2627474

文字サイズ 大 小 印刷 印刷の複製

検索

1111 臓器移植の知識を日本全国へ広める ー (社)日本臓器移植ネットワーク

お知らせ

- 2019年10月10日: 1111日本臓器移植ネットワークが臨時職員(仮)を募集しております
- 2019年10月1日: 臓器移植医療における臓器提供者の同意センサーがお知らせに稼働しました
- 2019年9月27日: 「臓器移植の待機患者」が発表されました
- 2019年9月10日: 臓器の移植に関する法律の改正に伴うコンソールについて
- 2019年8月1日: 平成31年度運営委員会が開催されました

臓器移植希望者数

移植希望登録者数	12,259人
脳死下で提供された方	5人
心臓停止後に提供された方	83人
移植を受けた方	176人

目録別ページ
必要な情報を詳細にリストアップしていただくための必要な情報と検索があります。

お問い合わせ: 0111-2627474-1 0111-2627474-2 0111-2627474-3 0111-2627474-4 0111-2627474-5

親族優先の施行に向けた普及啓発について

【目的】

親族への優先提供に係る規定については、平成 22 年 1 月 17 日より施行されることとなるが、それに向けて、より効果的な普及啓発活動を行うための内容及び手段等を検討する。

【検討事項】

- (1) 親族優先に関して周知すべき内容
- (2) 効果的な普及啓発の手段

【普及啓発の内容（案）】

- (1) 施行時期：平成 22 年 1 月 17 日
- (2) 法律に記載されている事項
- (3) 親族の範囲
- (4) 意思表示の方法
- (5) 留意点：制度に関し、誤解無く理解して頂くために必要と考えられる事項
例：親族確認に必要な書類
提供を受ける親族は、事前にレシピエント登録が必要であること
- (6) その他

注) 内容の詳細については、現在、検討中の項目も含む。

【普及啓発の手段】

- (1) 現在普及啓発に用いている主な手段（資料 3 参照）
 - ① (社) 日本臓器移植ネットワークホームページ
 - ② ポスター
 - ③ パンフレット・リーフレット
 - ④ ジャクラヴィジョン
 - ⑤ 新聞広告
- (2) 過去普及啓発に用いたことのある主な手段
 - ① CM (フューチャーヴィジョン)
 - ② シール (タックシール、ステッカー)

等